

原発ADR個別相談会 in 郡山 (司法書士・無料相談)

原発事故で
避難された
方へ

～賠償請求はお済みですか？

請求には期限があります、早めの相談が必要です～

主催：福島県司法書士会 後援：日本司法書士会連合会、郡山市 協力：原子力損害賠償紛争解決センター



さくらさん

けやきさん、お久しぶりです。
私やっと避難先の山形から戻ってきました。

13:00

13:10
既読

さくらさん、お久しぶりです。
避難生活、大変だったでしょう。お帰りなさい。



けやきさん



さくらさん

はい。知らない土地ですごく苦労しました。

13:13

13:15
既読

そうですね。
そういえば、避難にお金がかかったでしょう??
東電への請求には原発ADRって方法も使えるよ。



けやきさん



さくらさん

原発ADR? それって何ですか?
裁判をやらずに東電にまだ請求できるんですか?

13:18

13:23
既読

今度司法書士が相談会をやるから、
話を聞いてみたらどう?



けやきさん



さくらさん

わかりました!
相談会に行ってみます!

13:28

※原発ADRとは、中立公正な国の機関(原子力損害賠償紛争解決センター)での和解仲介手続きのことです。仲介のための費用は無料で、誰でも利用することができます。詳しくは相談会でお尋ねください。

相談会の詳細は裏面をご確認ください。

原発ADR個別相談会 in 郡山

(司法書士・無料相談)

原発事故で
避難された
方へ

～賠償請求はお済みですか？

請求には期限があります、早めの相談が必要です～

日時 平成31年2月2日(土)
10:00～16:00

会場 〒963-8014
福島県郡山市虎丸町7番7号
郡山市労働福祉会館 1階 第2会議室

主催:福島県司法書士会 後援:日本司法書士会連合会、郡山市
協力:原子力損害賠償紛争解決センター



実際に次のようなケースで賠償額の増額がなされました

- 祖母等は県南地域の自宅に残ったが、母親と子どもが埼玉県に避難をし、避難費用(面会交通費)が認められたケース

増額が認められた賠償金 **77万2,600円**

- 山形県に自主的避難をし、避難費用(交通費、引越関連費等)、就労不能損害等が認められたケース

増額が認められた賠償金 **346万3,111円**
(既に受領済の賠償金 76万円)

- 休日に県外へ短期の避難をし、移動費用が認められたケース

増額が認められた賠償金 **2万3,283円**

※その他の原発事故の賠償請求に関するご相談も可能です。

お問い合わせ先

福島県司法書士会 TEL.024-534-7502 FAX.024-531-1271

〒960-8022 福島市新浜町6番28号

<https://fk-shiho.com> または

福島県司法書士会

で

検索